

平成29年度鴨川市いじめ問題対策調査会 議事録

日時 平成30年2月28日(水)

午後1時から午後2時30分まで

場所 鴨川市役所天津小湊支所2F会議室

●出席者

○委員出席者

| 分野 | 委員氏名(敬称略) |
|----|-----------|
| 福祉 | 武田 由美 |
| 福祉 | 石塚 則子 |
| 医療 | 黒野 隆 |
| 人権 | 嶋津 辰次郎 |
| 心理 | 富安 哲也 |

○教育委員会・事務局出席者

| 所属・職名 | 職員氏名 |
|-----------------|-------|
| 事務局 学校教育課主任管理主事 | 関口 和則 |
| 事務局 学校教育課指導主事 | 福田 和史 |

●会議資料

- ・次第と資料(レジメ)
- ・委員名簿
- ・資料1 鴨川市いじめ防止対策推進条例・鴨川市いじめ問題対策調査会規則・鴨川市いじめ防止基本方針
- ・資料2 いじめ問題対策連絡協議会について

1 開会(午後1時)

2 教育委員会代表挨拶

・関口主任管理主事から、鴨川市の児童・生徒の様子やいじめ認知の状況、子どもたちを取り巻く家庭などの環境面の不安などについて、教育委員会の立場から話があった。

3 各委員の紹介

事務局の福田指導主事によって各委員が紹介され、その後、教育委員会職員が紹介された。

4 鴨川市いじめ問題対策調査会について

事務局の福田指導主事から、本対策調査会について説明が行われた。

その後、鴨川市いじめ防止対策推進条例の第 19 条について説明するとともに、いじめ防止対策推進法についての確認があった。

事務局からの補足説明として、重大事態の意義等についての説明があった後、鴨川市いじめ問題対策調査会規則についての確認があった。委員からの質疑等は特になかった。

続いて事務局から本対策調査会の会議の公開、議事録の作成及び傍聴規定等について説明、提案があった。委員からの質疑等は特になく、事務局の提案のとおり了解が得られた。

5 議事

嶋津委員長が議長に選出された。

議長より、武田委員が議事録署名人に指名された。

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告

事務局・福田指導主事から鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告がなされ、平成 29 年度のいじめの状況調査、各学校におけるいじめの具体的な対策について、資料をもとに報告がなされた。質疑の具体的な内容と関係機関からの助言指導についても説明がなされた。

- ・武田委員から「hyperQU」費用についての質問がなされ、その後、福田指導主事より 1 回 400 円～500 円程度である、との説明がなされた。
- ・黒野委員から、スクールカウンセラーを置いている学校は何校くらいありますかとの質問がなされ、福田指導主事から中学校 3 校全てと小学校は東条小と西条小に配置されている、との説明がなされた。
- ・加えて、関口主任管理主事より、中学校が週 1 回、小学校が月に 1 回から 2 回程度の配置である、との補足説明がなされた。
- ・富安委員より、2 校配置されている東条・西条については、人数などの何か理由があるのか、との質問がなされ、関口主任管理主事より地域の流入人口が多いことなどによる、相談をしたい子どもや親のニーズが多いことなどから配置校を選んでいる、との説明がなされた。
- ・嶋津委員から小学校 4 年と 5 年。中学校の 1 年の認知件数が多いことについて質問がなされ、福田指導主事より、県や南房総教育事務所管内の数値をもとに同様の傾向があることと、中学校 1 年生でも特に 1 学期に件数が増えているといった全国的に同様の傾向がある旨の説明がなされた。
- ・富安委員よりいじめが原因で不登校になった件数というのは把握していますかとの質問がなされ、福田指導主事よりいじめが原因で不登校になっているといった報告がないとの説明がなされた。
- ・嶋津会長からいじめの実態把握の方法についての質問がなされ、福田指導主事より

市内の小中学校すべてにおいて、アンケート調査と教育相談を学期1回の年3回実施と位置づけられ学期末に各校が実施をしていることや、県の調査からもアンケート調査から発見されているケースが半数を占め、非常に効果があるとの報告がなされた。

- ・ 嶋津会長より過去に調査したアンケートの保管状況はどうなっていますかとの質問がなされ、福田指導主事より教育委員会として保管については、生徒指導会議や校長会議の際に最低中学校は3年以上、小学校では5年以上の保管と周知したことと、保管の徹底に向けて今後も市教委から発信していくことの説明がなされた。

(2) 鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について

事務局の福田指導主事から、市が実施する対策について以下の説明がなされた。

- ・ 2つの組織の設置の他、各種施策として、相談体制の充実について
- ・ いじめの防止、早期発見のためのいじめ対策について
- ・ 毎月各学校からの不登校の状況の把握などについて

更に、継続して教職員の研修を実施やいじめに対する市民への周知、啓発についての具体的な施策内容と市立学校からいじめの報告を受けた時の実際の市の対応について説明がなされた。

- ・ 武田委員から今年度出席停止の対応をとったとあったことはありますか、との質問がなされ、福田指導主事よりいじめが原因となる出席停止はありません、との報告がなされた。

また、重大事態に当たる場合の期間とかはどうなっていますか、との質問がなされ、関口主任指導主事から、協議の上、被害を受けた児童の心のケアが最優先し必要な出席停止の期間が決まってくるとの説明がなされた。

- ・ 嶋津委員から基本方針はどこか変わった部分がありますか、との質問がなされ、福田指導主事より、今年度の改定は行っていないが、県の基本方針に若干の変更が出ていることから次年度に改定が必要があるとの説明がなされた。

また、鴨川市独自で何か改定をするということはあまりないということですか、との質問がなされ、福田指導主事より基本的には、国・県を受けて変わっていくことになるが、鴨川市の実態によっては、鴨川市で変えていく部分や可能性はありますとの説明がなされた。

嶋津議長から本議事の審議について委員に確認がなされ、委員より異議なしの声あり、異議なしと認められた。

(3) その他

事務局・委員ともになし

6 諸連絡

事務局・福田指導主事より次年度の日程を、1月の中旬から2月の中旬頃を予定していること、委員が任期2年ということで改選年度になることの連絡がなされた。

7 嶋津議長より 一切の終了を告げ、閉会を宣言した。

鴨川市いじめ問題対策調査会

会長 嶋津 辰次郎 様

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により議事録の内容について確認します。

平成30年4月13日

議事録署名人 武田 由美
